

印旛普及だより

第 28 号

〒285-0026 佐倉市鍋木仲田町 8-1 TEL:043-483-1128 FAX:043-485-9502
ホームページアドレス <http://www.pref.chiba.lg.jp/ap-inba/inba/mokuji/index.html>
発行：印旛農業事務所 改良普及課・印旛地域農林業振興普及協議会

未来につながる水田農業の展開 耕畜連携によるWCS用稲の取組

新たな米施策が始まり、水田のフル活用による食料・自給飼料の方向性が示されました。

印旛地域の水田農業では、担い手への農地集積による生産性の高い水田農業の確立と、ホールクroppサイレージ用稲（以下WCS用稲）・飼料用米・加工用米などの需要のある作物の生産を拡大し、水田の有効利用を推進しています。

戦略作物の一つであるWCS用稲の管内の作付面積は、平成22年は70haでしたが、平成25年は1.5倍の103haに面積が拡大しています。今年度は、新たにコントラクター組織も設立され、面積は20ha増加の、123haまで拡大することができました。



写真1 WCS用稲の収穫風景

写真1は、専用収穫機によるWCS用稲の収穫風景です。この収穫機により稲を円筒状に収穫し、その後、フィルムで密封（写真2）、貯蔵します。畜産農家は、発酵が完了する2カ月後から家畜に給与します。この取組では、集落で生産調整を共有し、水稻農家と畜産農家が連携



写真2 収穫し密封したWCS用稲

し水田でWCS用稲等を生産することで、主食用米の生産抑制と自給粗飼料の増産を図ることができます。更に、WCS用稲を給与した家畜から生産された堆肥を水田に還元することも行われており、肥料代の削減と地力向上によるWCS用稲の収穫量を増やすこともできます。

印旛管内では、新たな米政策に対応するWCS用稲等の耕畜連携や集落営農の確立を図っていきます。

◆ 野菜 ◆

緑肥を使って生産の安定とコストの低減を！

緑肥の利用は古くから行われてきましたが、最近でも施肥量や農薬使用の削減、堆肥の代替などの目的で多く活用されているたいへん有益な技術です。

土壌物理性の改善、土壌病害虫の抑制、過剰な肥料成分の除去、窒素やリン酸の補給など多くの効果がありますが、緑肥の種類により期待される効果が異なります。また、栽培時期や期間も異なりますので、それぞれの輪作体系のなかで、導入の目的や栽培時期を明確にして取り入れることが大切です。

導入するときの主な注意点は、
①効果が出るのに必要な栽培期間やすき込み量（生育量）があります。一般に、イネ科のものは出穂期、マメ科のものは開花期がすき込みの適期です。遅れ

るとすき込みが難しくなり、腐熟にも、より期間を要します。また、種子ができてからのすき込みでは、緑肥が雑草化する恐れがあります。

土壌病害虫の防除のためにカラシナをすき込む燻蒸処理は、すき込み量が10a当り5t程度必要です。（春まきでは、十分な生育量が確保できないで、開花する恐れがあります。）

また、効果を確実にするためには被覆処理が有効です。
②線虫の抑制を目的にする場合は、対象の線虫の種類に合わせた緑肥の種類（品種）を選ぶ必要があります。

サツマイモネコブセンチュウにはクロタラリアやギニアグラスが、キタネグサレセンチュウにはエンバクやマリーゴールドが主に使われています。
③緑肥の後作の作付までには十分な腐熟期間（概ね30日前後）を確保してください。

◆ 果樹 ◆

「幸水」に赤袋をかけることで収穫期が前進します！

印旛地域の梨の主要品種である「幸水」は、市場出荷では盆後に大きく単価が下がるため、盆前出荷率の向上が、課題の1つとなつています。

この技術は、平成24年に福井県が開発しました。ジベレリン処理直後の「幸水」に赤い小袋をかけることで、収穫期が最大で18日間前進するというものです。

そこで、平成25年に農業事務所現地での効果を検証したところ、ジベレリン処理だけの「幸水」よりも、4〜7日程度前進しました。

この技術による効果の一つ目は、収穫期が盆前に前進することによる販売額の向上です。試算した結果、袋代や労力等の経費を差し引いても、10aあたり

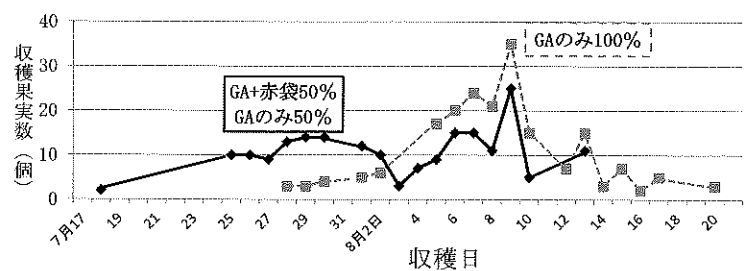


図1 赤袋処理による収穫の分散

13万円程度の利益増加が見込まれました。

二つ目は、収穫労力の分散効果です。図1のように、赤袋処理した分だけ収穫が早まり、収穫のピークがなだらかになります。これにより無理なく、収穫することが出来ます。

興味のある方は是非、御相談ください。

◆作物◆

次年に向けた水田雑草防除対策

水田において、オモダカ、クログワイ、コウキヤガラなど、塊茎（イモ）で増える雑草が年々増加し、問題となつていきます。これら「難防除雑草」は、除草剤のみの対応では防除が難しいため、秋冬の耕種防除を組み合わせ、発生密度を減らす対策をたてましょう。

〈クログワイ・オモダカ対策〉

クログワイ、オモダカは、稲刈り後も生育を続け、地中で、翌年の発生源となる塊茎を、多数形成します。稲刈り後の再生株への秋期薬剤防除（非選択性除草剤を使用、10月上旬まで）や、冬期の耕うんにより、塊茎量を減らすことが、次年の発生抑制に効果的です。

両草種とも、本田での発生が長期間にわたります。田植え後は、効果のある除草剤を体系処

理し、雑草の発生を抑えます。

〈コウキヤガラ対策〉

塊茎形成が早く、稲刈時期は地上部が枯死しているため、秋期薬剤防除ができません。冬期は、耕うんにより、塊茎を寒風にさらすようにします。

コウキヤガラは、3月になると生育を始めます。水稻の移植時期を遅らせて、なるべく多くの発生株を代かき時に丁寧に埋没させることにより、その後の発生量を低下させる効果が期待できます。

〈イネ科ほふく性雑草対策〉

水田にはほふく茎をのばして畦畔から侵入するイネ科雑草は、水田内で株化すると、代かきで埋没しても再生力が大きく抑制できないので、代かき時期に、ほ場内に雑草が残らないようにしておくことが大切です。秋に発生量が多い場合は、非選択性除草剤等での秋期防除が効果的です。

◆花き◆

変温管理で暖房費節減

近年の重油価格高騰により、施設栽培では暖房費節減のため管理温度を低下させており、生育不良が一部発生しています。

一方、（独）農業・食品産業技術総合研究機構花き研究所では、EOD (End Of Day) 反応と言われる日没直後の時間帯への温度や光刺激に対する作物への反応を活用した、花き類の効率的な生産に向けたの技術開発が進められてきました。その中で、暖房費削減に効果のある事例として、EOD-heating（日没後の短時間昇温）が報告されています。EOD-heatingは、光合成、光合成により得た栄養分の転流、夜間の呼吸という作物の生活リズムに合わせて、温度管理を変えていく方法です。

複数の温度設定が可能な多段階サーモ装置を暖房機に設置し、

日没後三時間程度の設定温度を慣行より高めにし、その後夜間の設定温度を慣行より低めに管理します。花き研究所の結果では、トルコギキョウとスプレーギクにおいて、どちらの品目も切花品質を確保しつつ使用燃料を30%以上削減できる効果が認められました。

全国各地でEOD-heatingの導入試験が切花、鉢花の施設栽培で行われていて、暖房費を削減した事例が見られます。しかし、効果はあるが品質が劣化するもの（アジサイやオリエンタルユリ等）や効果があまり出ないものがあります。また、ハウスの構造や被覆の材質などでも削減効果に違いが出ます。

研究がなされていない品目で導入を検討する場合は、試験的に始める必要があります。導入を考えている方は、当事務所まで御相談ください。

◆生活◆

六次産業化を目指すには

近年、「六次産業化」という言葉を耳にしますが、これは農林漁業者が、農林水産物の生産（二次産業）だけでなく、食品加工（二次産業）、流通・販売（三次産業）にも取り組むことにより新たな付加価値を生み出し、儲かる農林水産業を実現し、農村の雇用確保と所得向上を目指す取り組みのことです。

平成23年3月1日に「六次産業化・地産地消法」が施行されました。農林漁業者等が農林水産物の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業計画について、農林水産大臣の認定を受けると、補助事業による助成や専門家によるフォローアップ等の支援を受けることができます。

◆認定のための要件

○事業主体：農林漁業者が行うものであること

○事業内容：自ら生産する農林水産物等を原材料として用いて行う新商品の開発、生産、需要の開拓または新たな販売の方式の導入、販売の方式の改善を行うこと

○経営の改善：次の2つの指標の全てが満たされること

・農林水産物等及び新商品の売上高が5年間で5%以上増加すること

・農林漁業及び関連事業の所得が、事業開始時から終了時まで向上し、終了年度は黒字になること

○計画期間：5年以内

◆補助事業を活用して農林水産物等の加工・流通・販売等のための必要な施設を導入するためには、認定を受けることが必要となります。事業計画の認定申請については6次産業化サポートセンター（公益社団法人千葉県園芸協会）が相談を受け付けております。

☎ 043 (223) 3007

青年就農給付金（経営開始型） についてお知らせします

新規就農される方に、農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間、年間150万円が給付される制度があります。

給付者は、国が定める次の給付要件を全て満たす必要があります。

①独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営に強い意欲を有していること。

※各市町が認定する認定新規就農者であること。また、農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスクを負っていること。

②独立・自営就農であること。

農地（貸借可）や機械・施設を所有し、自己名義で取引や経営管理を行うこと等定義されており、詳細は、次のアドレスを参照のこと

<http://www.pref.chiba.lg.jp>

[/minate/kyuhukin/kyuhukin.html](http://minate/kyuhukin/kyuhukin.html)

※要件を満たせば、親元就農の場合でも、親の経営から独立した部門経営を行う場合や親の経営に従事して5年以内に継承する場合などは、それぞれの時点から対象となる。

③独立・自営就農5年後には生計が成り立つ実現可能な経営開始計画であること。

④市町が作成する「人・農地プラン」に中心となる経営体として位置づけられていること。または、農地中間管理機構から農地を借り受けていること。

⑤生活保護等、生活費を受給する国の他の事業と重複受給ではなく、かつ、農の雇用事業による助成を受けていない法人であること。

⑥原則として、「一農ネット」に加入すること。

青年就農給付金（経営開始型）の申請先は各市町になります。